

# 2025年度 法科大学院

## 第5期入学試験問題

2時限

民法

(論文集)

試験時間 50分

### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民法]

### [設問]

Xは、令和5年7月2日、Aから、その住宅内に存在する本件畳建具全部を同月30日までに引渡しを受ける約束のもとに代金15万円で買い受け（以下、「本件売買契約」という。）、同日代金全額をAに支払った。そして、Yは、同日、Aのために同人のXに対する本件売買契約上の債務につき書面にて保証した。しかるに、Aは、Xの再三にわたる引渡しの請求にもかかわらず、本件売買契約の目的物たる本件畳建具をXに引き渡さなかった。そこで、Xは、XA間の本件売買契約を解除する旨をAに通知した。

この場合において、下記の考え方①および②に従ったとき、XはYに対し、保証人としての責任を追及して、Aに支払った15万円の返還を求めることができるかを検討しなさい。なお、問題の検討にあたって、必要な事実がある場合には、それを補充しながら答えなさい。

### 考え方①

解除によって契約関係は、遡及的に消滅する。

### 考え方②

解除によって契約関係は消滅せず、給付義務が原状回復義務に変わるだけである。